

## 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」 の報告で提言された政策等の推進状況について

### 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告で提言された具体的政策

#### 【国民の理解の促進】

- ・教育、啓発

#### 【広義の文化に係る政策】

- ・民族共生の象徴となる空間の整備
- ・研究の推進
- ・アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興
- ・土地・資源の利活用の促進
- ・産業振興
- ・生活向上関連施策

#### 【推進体制等の整備】

- ・アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備
- ・アイヌの人々の意見を政策推進等に反映するための協議の場の設置 等

### 現在までの主な取組状況について

#### （有識者懇談会報告後の取組み）

##### ○民間、地方自治体における取組みの拡大

- ・小学校教科書におけるアイヌ関連記述の拡大
- ・一部の私立大学で、進学を希望する意欲あるアイヌの若者に授業料相当額を給付等
- ・ユネスコ無形文化遺産条約一覧表に「アイヌ古式舞踊」が記載される
- ・地方自治体における普及啓蒙活動の取組みの拡大 等

#### （政策の推進体制の整備）

##### ○アイヌ政策推進会議を開催（座長：官房長官）、同作業部会における検討

- ・アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進

##### ○内閣官房アイヌ総合政策室の設置

- ・アイヌ政策の総合的な推進に係る事務を処理

#### （平成22年度アイヌ関連予算）

##### ○有識者懇談会報告で提言された幅広い政策を着実に推進

- ・政府全体予算が厳しい中、これまで行ってきたアイヌ文化等に関する普及啓発、アイヌ文化の振興、北海道のアイヌの人々への生活向上支援に加え、教育、研究、産業・観光振興、北海道外のアイヌの人々の生活実態把握等、幅広い政策を着実に推進

### 今後の課題

- 有識者懇談会報告で提言された幅広い政策の継続的かつ着実な実施による本格的な展開。成果の早期発現。中長期課題への対応。
- 特に重要な政策課題である「民族共生の象徴となる空間」、「北海道外アイヌの生活実態調査」について、作業部会における専門的検討の継続。スピーディな政策実現に向け努力。
- 政策実現や効果的な政策推進のためには、国がこれまで以上に主体性を持って政策を立案・推進するとともに、地方自治体、民間等の多様な主体の参画や、理解・協力が不可欠。

## アイヌ政策の進捗状況について

項目	主な課題	時期	主な取り組み	関係省庁等
① 国民理解の促進	ア 教育 アイヌの歴史、文化等について、十分かつ適切な理解や指導を可能とするよう教育内容の充実(主なもの) 大学等での児童・生徒の発達段階に応じた適切な理解や指導者の適切な指導を可能とするような方策の総合的な研究・研究成果の教育の現場での活用。次回の学習指導要領改定に向けた課題検討。短期的には、教科書における記述の充実、小中学生向けの副読本の配布数を拡大(副読本の利活用の充実)、教職員等への研修充実、教育現場におけるアイヌ文化等に関する体験学習等の積極的な取組事例の収集・促進。	H21年度	<b>教科書出版社対象の説明会を開催【新規】</b> (参考)小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から新学習指導要領に対応した教科書を使用開始。なお、小学校教科書ではアイヌ関連記述が充実(中学校教科書は平成23年春ごろ公表予定)	内閣官房
		H22年度	<b>「ウレシパプロジェクト」スタート【新規】</b> 進学を希望する意欲あるアイヌの若者に授業料相当額を給付すること等により、高等教育及び民族の文化や歴史を学ぶ機会を提供	一部の私立大学
			<b>副読本拡充、指導者教本の作成【継続】</b>	国土交通省、北海道
	イ 啓発 新たなアイヌ政策の円滑な実施のための国民各層の幅広い理解の促進(主なもの) 「アイヌ民族の日(仮称)の制定など、全国的に期間を集中して、先住民族としてのアイヌ民族に関する歴史や文化について、国民の理解を深める広報活動や行事の実施、公共の場等において積極的にアイヌ文物等の展示。アイヌの歴史や文化に関する映画やドラマの作成、通信や放送による教育の充実など民間も参加した多様な担い手による啓発。	H21年度	<b>研修会における講演【新規】</b> 中央省庁の国家公務員等を対象とした研修会において、大学教授による「アイヌ民族の歴史と人権」をテーマにした講演を実施	法務省
			<b>道立アイヌ総合センターの運営【継続】</b> アイヌ民族の歴史認識を深めること、文化の伝承、保存の促進を図ることなどを目的に設置。資料展示室、図書情報資料室、保存実習室を有し、講習会等も開催	北海道
		H22年度	<b>植樹祭の実施【新規】</b> 民間会社、アイヌ協会平取支部、平取町が同町内の約5,800haの社有地を、アイヌ文化の継承に活用・協力する協定を締結し、植樹祭を実施	北海道アイヌ協会
			<b>アイヌ文化等状況調査【新規】</b> アイヌ文化がどのような影響を受け、変容し、現代まで育まれてきたかに焦点をあてた調査を行い、調査結果を広く国民に普及啓発	国土交通省
			<b>インターネットバナー広告による人権啓発の実施【新規】</b> アイヌの人々に対する国民の理解と認識を深めるため実施	法務省
			<b>アイヌ民族理解特別啓発フォーラムの開催【新規】</b> アイヌ政策が大きな転換期を迎えたこと、また、アイヌ施策の円滑な推進のため、道民の正しい理解の促進を目的とした特別啓発事業を開催(9月12日札幌市内)	北海道
			<b>子どもを対象としたアイヌ文化の体験教室の実施【継続】</b> 「子ども霞ヶ関見学デー」において、子どもを対象にアイヌの民族楽器「ムックリ」の体験教室等を開催するなどして、アイヌ文化の理解促進を図る	国土交通省
<b>工芸品の展示【継続】</b> 国土交通省、文部科学省(情報ひろば)で展示	国土交通省、文部科学省			
<b>工芸品の展示【継続】</b> 新千歳空港で展示	文部科学省、北海道			

## アイヌ政策の進捗状況について

項目	主な課題	時期	主な取り組み	関係省庁等	
② 広義の文化に係る政策	ア 民族共生の象徴となる空間の整備	H21年度	民族共生の象徴となる空間作業部会(第1回)の開催【新規】	内閣官房	
		H22年度	民族共生の象徴となる空間作業部会において検討中【新規】	内閣官房	
	イ 研究の推進	アイヌに関する研究やアイヌの人々も含めた研究者の育成等を戦略的に行う研究体制の構築が必要(主なもの) 先駆的にアイヌに関する研究等に取り組んでいる機関の機能、体制等を拡充強化し、当該研究機関が中核・司令塔となったアイヌに関する研究のネットワーク化や研究者の育成を担い、中長期的にはアイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進体制へと発展。アイヌの人々に対する高等教育機関における教育機会の充実等の自主的な取組への支援。	H21年度	<b>道立アイヌ民族文化研究センターの運営【継続】</b> アイヌ民族の歴史やアイヌ語などについての調査研究、アイヌ文化に関する資料や研究情報などの収集、これらの一般の方々へ提供、専門的アドバイスの実施	北海道
				<b>研究事業費の措置【継続】</b> 国立大学法人運営費交付金において、北海道大学アイヌ・先住民研究センターにおけるアイヌ・先住民に関する総合的・学際的研究の事業費を措置	文部科学省
			H22年度	<b>研究センターの体制強化と研究事業費の措置【拡充】</b> 北海道大学アイヌ・先住民研究センターの機能および体制強化のため、教員3名分の人件費を措置するとともに、国立大学法人運営費交付金において、アイヌ・先住民に関する総合的・学際的研究の事業費を増額措置	文部科学省
	ウ アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興	アイヌ語を学びたい、アイヌ文化に触れたいというニーズに応える場の機会、指導者や教材の充実等(主なもの) アイヌ語等に関する講座や指導者の育成等既存のアイヌ文化振興施策の充実強化、アイヌ語の音声資料の収集・整理、地名のアイヌ語表記やアイヌ語地名由来の説明表記を充実するなどアイヌ語等のアイヌ文化に学び触れる機会の更なる充実、アイヌの口承文芸であるユカラ等のアイヌ文化の伝承に長年貢献しているアイヌの高齢者への表彰等の継続	H21年度	<b>ユネスコ無形文化遺産条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に「アイヌ古式舞踊」が記載【新規】</b>	文部科学省、 外務省
				<b>無形文化遺産国際研究会で、アイヌ古式舞踊連合保存会の活動を発表【新規】</b>	同保存会
				<b>アイヌ語地名の由来を記載した河川名標識の設置【継続】</b> 1基設置(沙流川)	国土交通省
			H22年度	<b>アイヌ語教育事業(指導者育成、アイヌ語教材作成事業【新規】等)、アイヌ語普及事業の支援</b>	文部科学省、 北海道
				<b>アイヌ文化伝承再生事業、アイヌ文化普及事業、アイヌ文化活動表彰事業(アイヌ文化賞[H22.10実施予定]等)【継続】</b> <b>アイヌ語地名の由来を記載した河川名標識の設置【継続】</b> 14基設置予定(石狩川ほか)	文部科学省、 北海道
	エ 土地・資源の利活用の促進	現代を生きるアイヌの人々の意見や生活基盤の実体などを踏まえ、今日的な土地・資源の利活用によりアイヌ文化の総合的な伝承活動等を可能にするよう配慮していくことが、先住民族としてのアイヌ文化の振興や伝承にとってきわめて重要(主なもの) アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生事業について、アイヌの人々や関係者の意見等を踏まえた実施地域の拡充等、同事業の実施地域等において、アイヌの人々、行政等の関係者が国公有地や海面・内水面での自然素材の利活用等に関して必要な調整を行う場の設置。	H21年度	アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生事業の支援【継続】	国土交通省、 文部科学省、 北海道、 市町村
			H22年度	アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生事業の支援【継続】	国土交通省、 文部科学省、 北海道、 市町村

## アイヌ政策の進捗状況について

項目	主な課題	時期	主な取り組み	関係省庁等
オ 産業振興	多くのアイヌの人々の主体的な参加を得て安定的にアイヌ文化の伝承等を促進していくためには、文化伝承等の活動と経済活動との連携が重要 (主なもの) 伝統的なアイヌの工芸品等に関する工芸技術の向上や販路拡大、アイヌ・ブランドの確立、アイヌ文化の適切な観光資源化や観光ルート化、アイヌ文化をテーマにした観光産業振興に資する国内外へのプロモーション等に対する支援の充実強化(とりわけ工芸品の販路拡大やアイヌ・ブランドの確立に向けたマーケティング調査を早期に実施することが必要)、地域におけるアイヌ文化と経済活動等との連携をさらに促進するアイヌの人々と地域住民が主体となった取組等を後押しするような支援。	H21年度	<b>アイヌ文化に関わるエコツアーの情報提供【継続】</b> エコツアー総覧(インターネット情報サイト)による情報提供	環境省
		H22年度	<b>北海道アイヌの生活向上関連施策のうちマーケティング調査【新規】</b> 工芸品の販路拡大やアイヌ・ブランドの確立を目的に調査を実施	経済産業省
			<b>アイヌ文化に関わるエコツアーの情報提供【継続】</b> エコツアー総覧(インターネット情報サイト)による情報提供	環境省
カ 生活向上関連施策	北海道内に在住するアイヌの人々に対しては施策が講じられる一方で、北海道外在住のアイヌの人々に対しては対策が講じられていない (主なもの) アイヌの人々が、居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化振興や伝承等を担えるようにするための支援が必要であり、北海道外のアイヌの人々の生活等の実態を調査した上で、全国的見地から必要な支援策を検討し実施。その際、支援策の適用に当たってアイヌの人々を個々に認定する手続等が必要となる場合には、透明性及び客観性のある手法等を慎重に検討。	H21年度	<b>北海道外アイヌの生活実態調査作業部会(第1回)の開催【新規】</b>	内閣官房
		H22年度	<b>北海道外アイヌの生活実態調査作業部会にて検討中【新規】</b>	内閣官房
			<b>「北海道外アイヌの生活実態調査」の実施【新規】</b>	内閣官房
			<b>北海道アイヌの生活向上関連施策【継続】</b>	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、北海道、市町村
③ 推進体制等の整備	全国的見地から国が主体となって総合的に政策を推進、アイヌの人々の意見等を政策に反映する体制や仕組みの構築 (主なもの) アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備、アイヌの人々の意見等を踏まえつつアイヌ政策を推進・施策の実施状況等をモニタリングする協議の場の設置。なお、国会等におけるアイヌ民族のための特別議席の付与については、国会議員を全国民の代表とする憲法の規定等に抵触すると考えられることから、実施のためには憲法の改正が必要。特別議席以外の政治的参画の可能性については、諸外国の事例も踏まえ、その有効性と合憲性を慎重に検討することが必要な中長期的な課題。同時にアイヌの人々もアイヌの総意をまとめる体制づくりが求められる。	H21年度	<b>内閣官房アイヌ総合政策室の設置【新規】</b>	内閣官房
			<b>アイヌ政策推進会議の開催決定【新規】</b>	内閣官房
			<b>アイヌ政策推進会議(第1回)の開催【新規】</b>	内閣官房
		H22年度	<b>アイヌ政策推進会議(第2回)の開催【継続】</b>	内閣官房



## 「民族共生の象徴となる空間」作業部会の検討状況について

**アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告(平成21年7月29日)における位置づけ【別添1】**

「懇談会報告のコンセプト全体を体現する扇の要」、「我が国が、将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴」

- ・アイヌの歴史や文化等に関する教育・研究・展示等の施設、伝統的工芸技術等の担い手の育成等を行う場の確保
- ・過去に発掘・収集され現在大学等で保管されているアイヌの人骨等について、尊厳ある慰霊が可能となるような慰霊施設等の設置の配慮
- ・これらを山、海、川などと一体となった豊かな自然環境で囲み、国民が広く集い、アイヌ文化の立体的な理解や体験・交流等を促進する空間を公園等として整備

**作業部会の検討の進め方 → 専門的見地から、象徴空間の意義、具体機能等について検討し、アイヌ政策推進会議に報告（概ね1年程度かけて検討）**

・アイヌ委員の提案をベースに、①有識者ヒアリング等を踏まえ、アイヌの人々や国民一般にとっての意義等を検討、②現行のアイヌ関連政策や取組の状況等を踏まえ、民族共生社会の実現に向け、必要となる具体機能を検討。

**アイヌ委員からの提案（第2回部会）【別添2】****（象徴空間の意義）**

- ・アイヌの心の拠り所(故郷)、アイヌのアイデンティティを尊重
- ・国民一般が多様で豊かな文化を学び・楽しみ、民族共生の理念を育み・共有
- ・将来の共生社会の実現に向けた、アイヌとアイヌ以外の人々の連携・協働の取組実践

**（象徴空間に求める具体的機能）**

- ・文化実践・伝承の拠点機能
  - ・文化紹介の拠点機能(歴史・文化に関する学習・展示等)
  - ・共生社会の実現に向けた連携・協働の拠点、体験・交流の拠点機能(アイヌの人骨等に対する特別な配慮と施設設置を含む)
- ※周辺を山、海、川などの豊かな自然環境による広大な空間で囲み、アイヌ文化の精神性や自然観を尊重したデザイン等に配慮
- ※空間の管理・運営は、アイヌの主体的参画、理念を共有する民間活力の導入等を考慮

**有識者ヒアリング（第3回～第5回部会）【別添3】****（西洋におけるアイヌ文化の評価） ヨーゼフ・クライナー氏（ボン大学名誉教授）**

・西洋諸国では昔からアイヌ文化への関心が高く、博物館で多くのアイヌ文物を展示。国内外の人が訪れ、学問上正しいアイヌの世界観に接する機会を作るべき。

**（米国における先住民族に関する取組事例） ダーナ・ウェルトン氏（前・在札幌米国総領事）**

・世界の中の一民族として、アイヌの歴史や文化を学ぶことが重要。歴史や文化的な背景なしには先住民族は理解できず、博物館等による教育が重要。

**（アイヌ文化の多様性・歴史性） 佐々木史郎氏（国立民族学博物館副館長）**

・アイヌ文化は昔から不変というイメージがあるが、自然環境や歴史環境に適応し、常に新しい文化を発展・創造してきている。アイヌの伝統生態系の復元により、生きた形で文化を伝承し、紹介していくことが重要。空間の検討に当たっては、アイヌ語を核にすることが重要(アイヌ語でアイヌの自然観を説明する等)。

**（アイヌ文化における自然環境・植生） 辻井達一氏（北海道環境財団理事長）**

・植生の地域的特徴は、アイヌ民族の地方的分布や生活状況の基礎的な環境要素として存在。象徴空間の検討に際しては、自然環境、気候環境の考慮も必要。

**（観光・工芸に関する実践的な取組を通じて） 秋辺日出男氏（阿寒アイヌ工芸協同組合専務理事）**

・アイヌの哲学を理解するためには、自然環境の中で学び、体験することが必要(アイヌによるエコツアーガイド等)。環境問題に対する解決方策としてアイヌの哲学、知恵を提供する場、海外の先住民族との交流・情報交換の場として、アイヌが精神的に成長できる場になれば良い。

**（アイヌ人骨と自然人類学研究） 篠田謙一氏（国立科学博物館人類研究部人類史研究グループ長）**

・人骨に残された情報から当時の生活状況を復元する生物考古学的研究は、和人については進んでいるが、アイヌについては行われていない。過去のアイヌの社会を知るためにも、この分野の研究は必要。象徴空間の中で、過去の経緯もつづさに説明し、過去のアイヌ社会等に関する研究成果を還元していくことが重要。

**有識者懇談会報告、アイヌ委員提案、有識者ヒアリングを踏まえたこれまでの検討状況（第3回～第6回部会）****（象徴空間の意義の方向性について）**

- 我が国が将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴となる空間とすべき。その際、国民一般にとっての意義や、先住民族問題における「共生」の特別性(近代化政策の結果として打撃を受けたアイヌ文化の復興に関する国の強い責任等)を明確にする必要。
- 国際的視野で見ると、我が国が、内なる先住者のアイヌの人々の文化を尊重し、それを将来へ向けて発展させることに成功すれば、「異なる民族の共生」と「文化の多様性の尊重」を目指している国際社会において、日本の地位を更に高めることにつながっていく。国際的に追求されている理念実現のモデルとなるような空間に。
- ※ 過去に発掘・収集され現在大学等で保管されているアイヌの人骨等について、尊厳ある慰霊が可能となるような慰霊施設等の設置の配慮

**（象徴空間の役割、機能の方向性について）**

○先の有識者懇談会報告のコンセプト全体を体現する扇の要として、**同報告で提言された重点政策推進の中核的、拠点的な機能等を担うことが必要**との方向で概ね合意。

**「広義のアイヌ文化の復興」の拠点**

- ・今後の文化の復興の方向は、伝統を踏まえた文化の復興、それを基礎とした新しい文化の創造が必要(現代を生きるアイヌの人々の具体的な声に耳を傾ける必要)。
- ・現状では、文化伝承活動に必要な自然素材の利活用が十分にできないこと、伝承活動が生業に結びつかないこと等により、人材育成が進まずに存立の危機に陥っている分野があり、早急かつ計画的な対応が必要(伝統工芸分野等)。

**「アイヌの歴史、文化等に関する国民の理解の促進」の拠点**

- ・明治以降、同化政策が進められる中で起こり、今なお続くアイヌの人々に対する差別や偏見を解消し、アイヌの人々が、自らをアイヌであると誇りを持って言え、アイヌの人々が尊重される社会を築くため、アイヌの歴史、文化等についての国民の正しい理解の促進を図ることが不可欠。
- ・その際、これまであまり伝えられていないアイヌの歴史・文化の多様性・変容性や、周辺の民族・文化との関係性などをベースとして、山、海、川などにおけるアイヌの自然観と内面の精神文化を一体的に理解できるような場にすべきで、現代を生きるアイヌの状況等も伝えることが重要。

**「将来発展に向けた連携・協働」の拠点**

- ・広義のアイヌ文化の復興に当たっては、アイヌの主体性を尊重しつつ、アイヌとアイヌ以外の人々の連携・協働が不可欠(特に研究、教育等の分野) 等

**今後の検討課題****○アイヌの人々の総意の集約**

・人骨の尊厳ある慰霊や、人骨の研究のあり方等も含め慎重な検討を要する課題への対応について、まずは、アイヌの人々が総意をまとめていく必要。

**○理念実現に対する有効性の観点からの機能の整理、現実的なニーズ・実情に即した機能の検討等**

・文化復興、国民理解等に関する拠点機能のあり方の検討(生き生きとした活動や交流の場等)

・現行のアイヌ関連政策・取組との役割分担、空間の実現に向けた時間軸や優先順位の整理 **【別添4】**

・効率的な運営を図るため、既存施設等の有効活用等を検討

**○アイヌの人々や地域社会の役割の明確化**

・空間の整備や運営等に関するアイヌの人々、国、地方自治体、民間等の各主体の役割を明確化し、協力体制を築くなど地域社会との協働の仕組みを検討していく必要。 等



アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告（抜粋）  
「民族共生の象徴となる空間」関連部分

1 今に至る歴史的経緯

(1) アイヌの人々につながる歴史や文化（旧石器～中世）

（略）この擦文文化期の中で現在に認識されるかたちでのアイヌの文化の原型がみられ、それに続く13～14世紀ころにかけ、狩猟、漁撈、採集を中心に一部には農耕を行う生活の中で自然とのかかわりが深く、海を渡って交易を盛んに行うアイヌの文化の特色が形成されていく。そして、大陸をはじめ樺太から蝦夷錦（絹製品）やガラス玉など絢爛たる装飾品等がもたらされることとなった。（略）

(5) まとめ（国による政策とその影響）

日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し独自の言語や文化を育んできたアイヌの人々は、特に中世以降、和人と深く関わりを持ち続けてきた。中世には交易相手として相互の文化に影響を与えた。また、近世には場所請負制の下で過酷な労働などにより疲弊するが、和人と濃密な接触を持ちつつも独自の文化を保持、発展してきた。

明治に入ってから、和人が大規模に北海道へと移住し開拓が進展する。その陰で、先住していたアイヌの人々は、文化に深刻な打撃を受ける。近代的な土地所有制度の導入により、アイヌの人々は狩猟、漁撈、採集などの場を狭められ、さらに狩猟、漁撈の禁止も加わり貧窮を余儀なくされた。また、民族独自の文化の制限・禁止やアイヌ語を話す機会の減少は、アイヌの人々の和人への同化を進め、その文化は失われる寸前に至った。

(4) アイヌの文化への深刻な打撃（近代）

⑧ 研究におけるアイヌの人骨の取扱い

アイヌの人骨は、古くから人類学等の分野で研究対象とされてきた。

江戸時代末期の1865年には、道南地域2ヶ所のアイヌの墓から英国領事館員らによってアイヌの人骨が発掘され持ち去られるといった事件も発生した。

明治中ごろには、我が国においてナショナリズムが盛り上がる中で、

日本人の起源をめぐる研究が盛んになり、日本人の研究者等によってもアイヌの人骨の発掘・収集が行われ、昭和に入っても続けられた。現在も数ヶ所の大学等に研究資料等としてアイヌの人骨が保管されているが、それらの中には、発掘・収集時にアイヌの人々の意に関わらず収集されたものも含まれていると見られている。

## 2 アイヌの人々の現状とアイヌの人々をめぐる最近の動き

### (1) アイヌの人々の現状

#### ⑤ アイヌの人々の帰属意識

アイヌの人々は、現在は、他の多くの日本人とほぼ変わらない日々の生活を過ごしている。しかし、アイヌの人々には、差別や近代以降の同化政策を経ても、なお民族としての帰属意識が脈々と受け継がれており、民族的な誇りや尊厳のもとに、個人や団体として、アイヌ語や伝統文化の保持、発展等に努力している人々も少なくない。

## 3 今後のアイヌ政策のあり方

### (1) 今後のアイヌ政策の基本的考え方

#### ③ 政策展開に当たっての基本的な理念

##### イ 多様な文化と民族の共生

固有の文化に深刻な打撃を受けながらも、それらを失うことなく、復興させ、保持し、さらに発展させる意思を持ちつづけているアイヌという民族が存在していることはきわめて意義深い。そして、アイヌ政策の理念を広義の文化の復興とすることは、多様でより豊かな文化を共有できるという意味で、国民一般の利益にもなるということができる。国連宣言も、文化の多様性が人類の共同財産として尊重されるべきものであるとしていることに留意すべきである。

また、「民族の共生」という理念は、国際的にも追求されているものであり、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生的かつ多元的な社会を目指す我が国においても、国民がこの理念を共有する必要がある。国民一人ひとりが、自分たちも一民族であると認識するとともに、アイヌという独自の先住民族が国内に生活していることを認識し、尊重するようになることが求められているといえよう。

さらに、日本を国際的な視野から見ると、明治以降、比較的短期間に近代化を達成し、かつ第二次世界大戦における敗戦にも拘らず、現在までに世界第二位の国民経済を築き上げ、国連分担金の五分之一を供出するに至ったという実績は、国際社会で一定の評価を受け、同時に途上国にとっては発展・開発のひとつのモデルと看做されている。

その日本が、内なる先住者のアイヌの人々の文化を尊重し、それを将来へ向けて発展させることに成功すれば、「異なる民族の共生」と「文化の多様性の尊重」を目指している国際社会において、日本の地位を更に高めることにつながるであろう。

## (2) 具体的政策

### ② 広義の文化に係る政策

先に述べたとおり、近代化政策の結果として打撃を被った先住民族としてのアイヌの人々の文化の復興の対象は、言語、音楽、舞踊、工芸等に加えて、土地利用の形態等をも含む民族固有の生活様式の総体と考えるべきである。その上でアイヌの人々がアイヌとしてのアイデンティティを誇りを持って選択し、アイヌ文化の実践・継承を行うことが可能となるような環境整備を図っていくことや、経済活動との連携等により自律的な生活の回復に結びつけていくような取組を促進していくことが必要である。その際、アイヌ文化の現代的な回復や将来へ向けた創造・発展という視点、また、国民一般がアイヌ文化の価値を実感・共有できるような多様な文化と民族の共生という視点も重要となる。このような観点から、以下のような広義の文化に係る政策を実施すべきである。

#### ア 民族共生の象徴となる空間の整備

アイヌという民族に関する歴史的背景、自然と共生してきた文化の重要性、国民の理解の促進の必要性等にかんがみれば、アイヌの歴史や文化等に関する教育・研究・展示等の施設を整備することや伝統的工芸技術等の担い手の育成等を行う場を確保するとともに、併せて、アイヌの精神文化の尊重という観点から、過去に発掘・収集され現在大学等で保管されているアイヌの人骨等について、尊厳ある慰霊が可能となるような慰霊施設の設置等の配慮が求められる。これらの施設を山、海、川などと一体となった豊かな自然環境で囲み、国民が広く集い、アイヌ文化の立体的な理解や体験・交流等を促進する民族共生の象徴となるような空間を公園等として整備することが望まれる。

これらの施設及び空間は、本報告書のコンセプト全体を体現する扇の要となるものであり、我が国が、将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴としての意味を持つものである。



(第2回民族共生の象徴となる空間作業部会における加藤委員等提出資料)

## 民族共生の象徴となる空間について（叩き台）

### 1. 空間の意義について

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告で提言されているとおり、我が国が、将来へ向けて、先住民族としてのアイヌの尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴となる空間となることを希望する。

#### 〔 主要な観点 〕

- (1) 先住民族としてのアイヌが集い、祖先の来し方、子孫の行く末を希望を持って語り、発展させ、誇りや尊厳を認識することができる心の拠り所（故郷）となる空間
- (2) アイヌとしてのアイデンティティを積極的に選択、強化し、文化の実践・継承、人材育成などを行うことができる空間
- (3) 国民一般が多様でより豊かな文化などを学び、楽しみ、民族共生の理念を育み、共有できるような意義を持った空間
- (4) 将来に向けた共生社会の実現のため、アイヌとアイヌ以外の人々が連携・協働の取組を実践する場としての空間

### 2. 空間に求める具体的機能等について

将来の共生社会の実現を目指した共生空間の具体的機能を検討するに当たって、全てに共通する前提として、異なる民族としてのアイヌ文化の独自性、多様性を認識することが必要となる。アイヌが真に先住民族としての誇りや尊厳のもとに文化伝承活動を実践し、国内外の人々がアイヌ文化の本質を理解し、アイヌ文化が社会において正当な評価を受けていくためには、アイヌの歴史、文化、精神等を単にいわゆる和人と対比のみで捉えるのではなく、和人の文化と異なるルーツ、系統により形成され現在に至っているという、アイヌ文化の独自性、多様性に視点をあて、必要となる具体的機能を検討していく必要がある。

#### 〔 主要な観点 〕

- (1) 大きく、「文化実践・伝承機能」、「文化紹介機能（教育、研究、展示等）」、「連携・協働、体験・交流機能」に分ける。
- (2) 周辺を海、山、川などの豊かな自然環境で囲んだ広大な空間とし、空間や施設の整備に当たっては、アイヌ文化の精神性や自然観を尊重したデザイン等に配慮。
- (3) 空間等の管理・運営については、アイヌの主体的参画、理念を共有する民間活力の導入、関係機関との連携、冬期間を含めた通年の活動の積極稼働等を考慮する。

### (アイヌの主体的参画)

- ・アイヌによる文化や体験交流のガイド、アイヌの自然観や知恵を活かした森林管理、空間への自然素材の供給、空間内での伝統的工芸品の使用等のアイヌ独自の経済・社会活動を考慮することにより文化伝承活動の安定化を図る。

### (理念を共有する民間活力の導入)

- ・産業、観光、地域振興、雇用促進等

### (関係機関との連携)

- ・アイヌ関連の最先端、最大限の情報、資料を恒常的に保持、発信するため、研究者、学芸員等、各種学会、大学、研究施設、アイヌ文化振興財団等の関係団体等の協力、連携体制を確保し、人的養成を図る。

### (冬期間対策)

- ・冬期間対策として、文化伝承活動や文化紹介を屋内で行えるよう配慮すること等により、活動や運営の通年化を図る。

## [ 必要となる具体的機能 ]

### (1) 文化実践・伝承の拠点機能

- ・土地、自然素材等の資源の十分な利活用ができる空間、機能
- ・各地域で実践している文化伝承活動を一元的に披露可能とする舞台機能（現代を生きるアイヌの人々による新たな文化の創造、プロ集団の養成機能を含む）
- ・人材育成など文化伝承の根幹を維持する機能
- ・アイヌ語、木彫技術など存立危機にある分野への集中的・重点的な実践・継承機能
- ・語り部の場（古老等からの聞き取りによる伝承者育成・歴史の記録・継承等） 等

### (2) 文化紹介の拠点機能（歴史・文化に関する学習・展示等）

- ・アイヌ文化の独自性、多様性に視点を当てた学習・展示等の内容、機能
- ・中世から現代までの歴史、文化の変容（含む他民族との接触）、世界規模でのアイヌ文化の位置付けなどを視覚的、立体的に体感できる学習、展示機能（含む空間復元による体感機能）等

### (3) 共生社会の実現に向けた連携・協働の拠点、体験・交流の拠点機能

- ・国内外の博物館等とも連携したアイヌ民族資料等の共同研究・展示機能（諸外国の研究実践地域との交流、アイヌ資料の里帰り展、アイヌと和人共同での資料研究、図録作成、複製事業等）
- ・アイヌ文化の実践、精神文化に基づいた自然観等の体験・交流の場
- ・アイヌの精神文化と人類学を希求する場（アイヌの精神文化と研究の合意形成）遺跡、遺物（人骨等）に対する特別な配慮と施設設置（アイヌプリでの慰霊等）
- ・海外の先住民族との交流の場 等

※（１）～（３）の機能は、相互に有機的に連携。

## 民族共生の象徴となる空間作業部会における有識者ヒアリング概要

## 第3回（平成22年5月19日）

ヨーゼフ・クライナー氏（ボン大学名誉教授）

## （西洋人のアイヌ像）

- ・ドイツ、オランダ、スイス、オーストリアなど西ヨーロッパ諸国では、昔からアイヌに関する関心が高く、博物館でアイヌ文物を多く展示しており、現在でも親近感を持っている。また、ロシアも多いが、北欧では珍しく、数は少ない。
- ・西洋人は、室町時代末期に間接的に初めてアイヌの情報を入手し、人間に富を与えてくれる森の神、恐ろしい山の精霊という二面性を持つヨーロッパの中性の観念と重なったイメージを持った。その後、啓蒙主義時代に、北太平洋探検者が詳細な報告書を残し、「高貴たる野蛮人」というヨーロッパの哲学の概念が重なった。文明の発達によって道徳を失うが、インディアン、アイヌなどは道徳を失っていない民族でヨーロッパ人の模範と考えた。
- ・現在の西洋人は、ヨーロッパの失われた自然と一致した生活や古き良き文化をアイヌが守ってくれているという感覚。アイヌは消えていく民族で、保護しなければならず、その義務は日本にあると考えている。
- ・ドイツでは、アイヌのコレクションを展示していない博物館は一流とは見なされない。また、中学や高校の教科書にアイヌが掲載されており、駅で売っているクロスワードパズルにアイヌの問いが載っているなど、ドイツ国民一般も知っており、親しみがある。
- ・象徴空間では、観光のためではなく、学問上正しいアイヌの世界や、本物の世界観に接する機会を作るべき。そうすると日本人だけでなく、海外の人々も来るだろう。

佐々木史郎氏（国立民族学博物館副館長）

## （アイヌ文化の多様性、歴史性）

- ・アイヌ文化は、昔から変わっていないというイメージがあるが、自然環境や歴史環境に適応し、常に新しい文化を発展、創造させてきている。現在の国民が抱くアイヌ文化のイメージは、江戸末期のアイヌ文化のイメージ。
- ・アイヌ文化は、日本の社会、文化に影響を与えている。江戸時代などはサブカルチャーとしてアイヌ玉、木彫等が庶民レベルまで広がっていた。また、昆布（現在の関西の味の基本）や、防寒具や寒冷地での防寒技術



など意識していないかもしれないが多くの影響を与えている。

- ・また、アイヌの存在により、古代、中世、近代の日本の独自の国家建設を可能とした。独自の中華世界の確立、対中国・ロシアの仲介役、近代化政策など、大きなレベルでもアイヌの存在が必要であった。
- ・現代を生きる人にとっての伝統とは、単に古いものを守り続けるのではなく、再生産、再創造、時には破壊が必要。消滅してしまえば、文化の維持、復興、発展はあり得ない。
- ・現代日本におけるアイヌ文化の位置づけとしては、音楽、舞踊等のクールなアイヌ文化、アイヌ現代文化の経済的な価値の付加等が考えられる。
- ・象徴空間は、アイヌの伝統生態系の復元事業ではないか。アイヌ文化の基礎を支える自然生態系と社会経済条件の整備が必要（生態資源の有効活用、伝統技術と現代技術を融合した狩猟漁撈活動、アイヌ経済の現代市場経済への接合等）。
- ・極東ロシアにおける伝統的自然領域の紹介。

#### 第4回（平成22年5月28日）

#### ダーナ・ウェルトン氏（前・在札幌米国総領事）

##### （in both worlds - 双方の世界）

- ・アメリカインディアンの起業家の事例を紹介（アメリカインディアンの部族が500以上存在し（全人口の1.4%）、経営する事業が20万以上）。
- ・成功を収めたアメリカインディアンの経営者たちは、自分たちの部族の地域社会への利益の還元に意欲的に取り組んでいる。
- ・アメリカは、もともと移民により成り立った国であり、先住民の文化と後から来た人々の文化は、ともにアメリカに居住している人々の文化という意識。
- ・グローバル化は各国の先住民族のネットワーク化を可能とした。アメリカは、アメリカインディアンとアイヌなどの先住民族との交流支援等を行っている。これらにより、多くのアメリカ人は日本にアイヌという先住民族が存在することを知り、多様な国であることを学んでいる。
- ・世界の先住民族の共通課題として、多数者側に先住民族の歴史や現在の生活状況に関する知識がないことがあげられる。歴史や文化的な背景なしには先住民族は理解できず、博物館等による教育は重要。
- ・言語の維持は重要。言語を失うと世界観やアイデンティティを失ってしまう。
- ・世界の中の一民族として、アイヌの歴史や文化を学ぶことは重要。いつの日か、多くのアイヌの成功者の事例を発表できるようになることを期待。

## 辻井達一氏（北海道環境財団理事長）

### （イオル計画に自然環境をどのように組み込むか）

- ・北海道の現在の植生状況、潜在的な植生状況（現在の条件の下で、過去の植生状況に回復するとすればどこまで回復できるかを類推）について紹介。
- ・全道7地域における自然環境、気候環境の紹介。イオル計画における自然環境（特に植生）の特徴づけ等について提言。
- ・北海道の植生の地域的特徴は、アイヌ民族の地方的分布と、その生活に関して多くの基礎的な環境要素として存在していたとみてよいと考える。自然素材を利用する側から見れば、多いもの、簡単に手に入る材料、利用に際して使いやすい素材が、まず使われることは不思議ではない。
- ・象徴空間の検討に際しては、自然環境、気候環境の考慮も必要。道内は各地域で植生状況が異なっており、象徴空間の場所は、北海道の中で共通性の高い植生があり、北海道全体の中で最も典型的な植生があるなどのモデルとなるような地域が適地ということか。
- ・また、イオル計画は、各地域を同じような形にはせず、植生の状況に応じた特徴付けを行うことが望ましい。

## 第5回（平成22年6月15日）

## 秋辺日出男氏（阿寒アイヌ工芸協同組合専務理事）

### （民族共生の象徴となる空間に求めるもの）

- ・象徴空間のイメージがつかめないが、象徴空間に求めることについて自分なりの考えを話したい。
- ・象徴空間の全てがアイヌの哲学、考え方で貫かれていることが大事アイヌネノアンアイヌ（人間であることを主張できる人間であるべき、地上にあるもので無駄なものは何もないなどのアイヌの哲学を意識して、アイヌ語を学ぶなど）。
- ・博物館なども哲学的なテーマを持ったものが良い。
- ・アイヌの哲学を理解するためには、自然環境の中で学び、体験することが必要。現在もアイヌ文化エコツアーガイドなどを行っている例があるが、川で鮭が捕れない、森林で必要な樹木を採取できないなど、基本的なことが自由に出来ないことが問題。
- ・象徴空間に訪れれば、アイヌの伝統的スピリットが感じられ、自然の中でかつての暮らしが追体験でき、また、現代社会の課題である環境問題に対してアイヌ側から解決の一方策としての哲学、知恵を提示できるような場であってほしい。
- ・権利や土地問題に傾きがちだが、世界の中でアイヌがどう貢献していく

か、そこで認められて差別が減り、平等社会になっていくものと考え。それが真の意味の「共生」だと考える。

- ・未来に向けたアイヌ像を培っていく基地のような場になれば良い。
- ・アイヌ同志の交流の場、先進的な諸外国の先住民族との交流・情報交換の場として、アイヌが精神的に成長できる場となれば良い。
- ・日本は、多民族国家であること表現できる環境作りが重要。
- ・アイヌの教育の場に重点を置くことが重要。また、生活補償、宿舍の手当など安心して学べ、文化伝承できる環境作りも必要。経済的基盤がないと文化伝承が出来ないのが実態。
- ・アイヌの生き方や文化は、信仰と切り離すことが出来ない。慰霊施設は、年に一度イチャルパ（先祖供養）が出来るところにしてほしい。
- ・人骨は、可能であれば土に戻してほしいという気持ちであるが、ルーツ解明等のため調査する必要がある場合は、必要最小限を残すなどの方法が必要。アイヌ側が精神的に納得する落としどころとすることが「共生」ではないか。
- ・場所は、自然環境が豊かで、交流人口が見込めるところが良い。多くの人が訪れ、日本社会に発信、還元していくことが大事。
- ・多くの人に訪れてもらうためには、過去、現在、未来のアイヌ文化を表現する演出力、展示力、デザイン力が必要。単なる体験ではなく、知的好奇心を刺激するような工夫も必要。和人の文化とアイヌ文化にどういう違いがあるかなどの比較することも面白い。
- ・北海道以外のアイヌの考えも聞いてほしい。

## 篠田謙一氏（国立科学博物館人類研究部人類史研究グループグループ長）

### （アイヌ人骨と自然人類学研究）

- ・人骨を対象とした研究分野は、従来からの系統学的研究と1980年代後半から盛んになった生物考古学的研究の2つがある。
- ・生物考古学的研究は、人骨に残された情報から当時の社会を生活を復元するもの。例えば、北海道の入江貝塚で発見された縄文時代の18歳くらいで亡くなった女性は、人骨の特徴から小児麻痺を罹患していたことが分かり、このことから、当時の社会では寝たきりの人であっても周りの人たちがケアを行っていたことが分かった。
- ・古代社会の復元を目指す研究は、和人の人骨を用いた研究は進んでいるが、アイヌ人骨に関しては研究が行われておらず、特に江戸時代以前の状況がわかっていない。  
過去のアイヌの社会を知るためにも、この分野の研究は必要であると考えている。
- ・系統学的な研究は、形態とDNAの研究によって、従来よりも詳しい北海道の先住民集団の成立史を描くようになってきている。今後の研究の進展によって、アイヌ集団の地域間の関係などにも言及できる可能性がある。
- ・緊急発掘等で得られた人骨を正しく評価するためにも、今後の研究は必



要である。今後、北海道でも開発等によって人骨が出てくる可能性があるが、その際、その人骨が和人か、アイヌか、縄文人かなどを正しく区別していくためにも研究を継続していくことは必要。

- これまで、研究成果をアイヌの方々に還元してこなかったことが問題。共生空間の中で、過去の経緯もつぶさに説明するとともに、過去のアイヌに関する研究成果も知ってもらうことが出来れば良いと考えている。
- 近年、様々な理化学的手法が発達したことによって、従来手法では知ることの出来なかった情報を得ることが可能になった。例えば、4千年前のグリーンランドのエスキモーの毛髪から、その人の顔の復元まで出来る事例が発表された。人骨を用いた研究は、更に進展する可能性があり、従来技術では全く知ることのできなかつたような事実も明らかにすることができるようになることは確実である。

このような研究方法は、縄文人や弥生人、本土の歴史時代人には応用されていくことは間違いなく、アイヌの人たちの社会や過去の生活を知るためにも、人骨の持つ研究上の意味は、更に重要になっている。

## アイヌ委員提案における具体機能と関係する既存のアイヌ文化振興施策等

	アイヌ委員提案（具体機能）	関係する既存の施策、取組等 （H21年度）	実施箇所/ 助成件数 （H21年度）	事業主体 （H21年度）
文化実践・伝承の拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地、自然素材等の資源の十分な利活用ができる空間、機能</li> <li>・各地域で実践している文化伝承活動を一元的に披露可能とする舞台機能（現代を生きるアイヌの人々による新たな文化の創造、プロ集団の養成機能を含む）</li> </ul>	・イオル再生事業	白老町 平取町	アイヌ文化振興財団
		・木彫、刺繍、古式舞踊、音楽の指導者育成事業	道内 22 箇所 東京都	アイヌ文化振興財団
		・口承文芸伝承者（語り部）育成	千歳市 平取町 釧路市 旭川市 むかわ町 札幌市 帯広市 浦河町	アイヌ文化振興財団
		・伝統工芸複製助成	道内 40 件	アイヌ文化振興財団
		・国内文化交流助成	道内 67 件 道外 13 件	アイヌ文化振興財団
		・伝統工芸品展示・公開助成	道内 4 件 道外 10 件	アイヌ文化振興財団
		・工芸品展（博物館等）	函館市 帯広市 京都府	アイヌ文化振興財団
		・文化フェスティバル	苫小牧市 白老市 東京都	アイヌ文化振興財団
		・工芸作品コンテスト	札幌市 東京都	アイヌ文化振興財団
		・アイヌ民俗文化財保存・伝承活動事業（風俗習慣伝承講座、伝統芸能伝承講座）		（社）北海道アイヌ協会
・民間主体による古式舞踊		・白老アイヌ民族博物館 ・阿寒アイヌ工芸協働組合等		

	アイヌ委員提案（具体機能）	関係する既存の施策、取組等 （H21年度）	実施箇所/ 助成件数 （H21年度）	事業主体 （H21年度）
文化実践・伝承の拠点機能	・人材育成など文化伝承の根幹を維持する機能	・アイヌ語講座等	札幌市 白老町 東京都 平取町 むかわ町 白糠町 苫小牧市 千歳市 旭川市	アイヌ文化振興財団
		・木彫、刺繍、古式舞踊、音楽の指導者育成事業	道内 22 箇所 東京都	アイヌ文化振興財団
		・口承文芸伝承者（語り部）育成	千歳市 平取町 釧路市 旭川市 むかわ町 札幌市 帯広市 浦河町	アイヌ文化振興財団
		・伝統工芸複製助成	道内 40 件	アイヌ文化振興財団
		・イオル再生事業（伝承者育成事業）	白老町	アイヌ文化振興財団
		・アイヌ民俗文化財保存・伝承活動事業（アイヌ用語学習講座、風俗習慣伝承講座、伝承芸能伝承講座）		（社）北海道アイヌ協会
	・アイヌ語、木彫技術など存立危機にある分野への集中的・重点的な実践・継承機能	・アイヌ語講座等	札幌市 白老町 東京都 平取町 むかわ町 白糠町 苫小牧市 千歳市 旭川市	アイヌ文化振興財団
		・木彫、刺繍、古式舞踊、音楽の指導者育成事業	道内 22 箇所 東京都	アイヌ文化振興財団



	アイヌ委員提案（具体機能）	関係する既存の施策、取組等 （H21年度）	実施箇所/ 助成件数 （H21年度）	事業主体 （H21年度）
文化実践・伝承の拠点機能	・アイヌ語、木彫技術など存立危機にある分野への集中的・重点的な実践・継承機能	・口承文芸伝承者（語り部）育成	千歳市 平取町 釧路市 旭川市 むかわ町 札幌市 帯広市 浦河町	アイヌ文化振興財団
		・伝統工芸複製助成	道内 40 件	アイヌ文化振興財団
		・アイヌ民俗文化財保存・伝承活動事業（アイヌ用語学習講座、風俗習慣伝承講座、伝統芸能伝承講座）		（社）北海道アイヌ協会
	・語り部の場（古老等からの聞き取りによる伝承者育成・歴史の記録・継承等）	・口承文芸伝承者（語り部）育成	千歳市 平取町 釧路市 旭川市 むかわ町 札幌市 帯広市 浦河町	アイヌ文化振興財団
		・アイヌ民俗文化財調査		（社）北海道アイヌ協会
文化紹介の拠点機能（歴史・文化に関する学習・展示等）	・アイヌ文化の独自性、多様性に視点を当てた学習・展示等の内容、機能	・各博物館等による展示		白老アイヌ民族博物館 二風谷アイヌ文化博物館等
		・工芸品展（博物館等）	函館市 帯広市 京都府	アイヌ文化振興財団
	・中世から現代までの歴史、文化の変容（含む他民族との接触）、世界規模でのアイヌ文化の位置付けなどを視覚的、立体的に体感する学習、展示機能（含む空間復元による体感機能）	・各博物館等による展示		白老アイヌ民族博物館 二風谷アイヌ文化博物館等
		・イオル再生事業	白老町 平取町	アイヌ文化振興財団
	・工芸品展（博物館等）	函館市 帯広市 京都府	アイヌ文化振興財団	

	アイヌ委員提案（具体機能）	関係する既存の施策、取組等 （H21年度）	実施箇所/ 助成件数 （H21年度）	事業主体 （H21年度）
共生社会の実現に向けた連携・協働の拠点、体験・交流の拠点機能	・国内外の博物館等とも連携したアイヌ民族資料等の共同研究・展示機能（諸外国の研究実践地域との交流、アイヌ資料の里帰り展、アイヌと和人共同での資料研究、図録作成、複製事業等）	・各博物館等による展示		白老アイヌ民族博物館 二風谷アイヌ文化博物館等
		・工芸品展（博物館等）	函館市 帯広市 京都府	アイヌ文化振興財団
	・研究助成	道内 11 件	アイヌ文化振興財団	
	・アイヌ文化の実践、精神文化に基づいた自然観等の体験・交流の場	・国内文化交流助成	道内 67 件 道外 13 件	アイヌ文化振興財団
		・イオル再生事業（体験・交流事業）	白老町 平取町	アイヌ文化振興財団
	・アイヌの精神文化と人類学を希求する場（アイヌの精神文化と研究の合意形成）遺跡、遺物（人骨等）に対する特別な配慮と施設設置（アイヌプリでの慰霊等）	・各大学により保管		
・海外の先住民族との交流の場	・国際文化交流助成	道内 4 件 道外 1 件	アイヌ文化振興財団	

## 「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会の検討状況について

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告（平成21年7月29日）における位置づけ 【別添1】

「アイヌの人々が居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化振興や伝承等を担えるようにするための支援が必要」

「北海道外のアイヌの人々の生活等の実態を調査した上で、全国的見地から必要な支援策を検討」

- ・北海道において、奨学金、生活相談、就業支援、農林漁業の生産基盤等の整備、工芸技術研修等に関する支援
- ・北海道内のアイヌの人々の生活状況等は一定の改善が見られている
- ・北海道外在住のアイヌの人々に対しては施策が講じられていない等の課題

作業部会の検討の進め方 → ・調査方法・調査項目を具体的に検討し、国において調査を実施  
 ・調査結果を取りまとめアイヌ政策推進会議に報告（概ね1年程度かけて検討）

実態調査の性格及び基本的考え方（第1回部会）

（今回の実態調査の性格）

アイヌの人々が居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化振興や伝承等を担えるよう、全国的見地から必要な政策を検討するために、生活基盤を北海道外に移したアイヌの人々の生活等の実態を調査するもの。

（調査の基本的考え方）

国民の理解を得られることが必要、そのため、調査結果の信頼性があること、調査の公正性が確保されていること、有意な調査であること、個人情報への慎重な取り扱いを調査の基本的な考え方とする。

諸外国事例の参照（第4回部会）

諸外国の先住民族の生活実態等の調査事例を参照

有識者ヒアリング（第2回部会） 【別添2】

（社会調査の専門的見地から）小内透氏（北海道大学教育学研究院教授）

- ・調査方法は機縁法の他に適切な方法はないと考えられる。
- ・厳密性の点から、アイヌの血縁者を対象とすべきではないか。アイヌの方々にて育てられた和人参子の取扱いは検討が必要。年齢の上限と下限についても検討が必要。
- ・調査期間が短いことなどから調査票の交付は郵送法によることとすべきではないか。通常の郵送調査の回収率は高くないが、今回は事前に協力の意思を確認するので回収率はそれほど低くはならないのではないかと。
- ・プリテスト（事前チェック）の実施が必要。

（北海道庁の調査について）和田秀樹氏（北海道庁アイヌ政策推進室長）

- ・アイヌの人々への施策の検討のため、生活全般の基礎的データを調査。
- ・所得・経済的格差の把握や過去の調査との比較（暮らし向きの変化の把握）などの視点から調査項目を設定。施策の検討につなげている。

（過去の東京都の調査の経験から）宇梶静江氏、八幡智子氏

- ・アイヌであることを知られたくない、家族に言っていない人への配慮が必要
- ・調査の意義が理解される環境が必要。

調査方法及び調査項目（第3回、第4回部会）

（調査方法） 【別添3】

- ・明治以降、北海道から北海道外に転居したアイヌの人々、または、その子孫。対象年齢は15歳以上とする。
- ・調査方法は機縁法。北海道内のアイヌから道外アイヌを紹介
- ・調査対象者は第3次までの機縁をもって情報収集を終了（第3次の機縁をたどる前に調査対象者が2,000世帯を超えている場合は、第3次の機縁の情報収集は行わない）
- ・調査票の配付は原則郵送で検討

（調査項目） 【別添4】

- ・全国的見地から必要な政策を検討するために、必要な項目を設定
  - ・生活実態（職業、収入、教育等）に関する項目、文化に関する項目、アイヌとしての意識等に関する項目
- プリテスト（事前チェック）を実施（8月中）の上、第5回部会で調査票を確定（予定）

実態調査実施のスケジュール

H22

（部会における調査方法の決定）

6月～9月 調査対象者の把握

（部会における調査票の確定）

10月～12月 調査票の配付・回収

H23

1月～2月 調査結果の集計

（部会への報告）

今後の検討課題

- ・プリテスト（事前チェック）の結果を踏まえ、政策の必要性の検討に繋げる観点及び回答しやすさという観点から調査票の内容を検討し確定
- ・政策の実施に当たってその対象者をどのように考えるのかの検討が必要

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告（抜粋）  
「北海道外アイヌの生活実態調査」関連部分

2 アイヌの人々の現状とアイヌの人々をめぐる最近の動き

(1) アイヌの人々の現状

① アイヌの人々の居住地

アイヌの人々は、今でもその多くが北海道に居住しているといわれている。なお、現代において、アイヌの人々は、自分たちのみの居住地を形成することはなく、他の日本人と同じ地域で共に生活している。

一方、生活基盤を道外に移したアイヌの人々も少なくないといわれているが、十分に把握されていない状況にある。

(注) 昭和63年の東京都調査によれば、都内に約2,700人のアイヌの人々が居住していると推計されている。

② アイヌの人々の生活・教育の状況等

当懇談会が昨年秋に実施した首都圏在住のアイヌの人々との意見交換の中では、生活の窮状についても述べられているが、道外に居住するアイヌの人々の生活状況については、昭和63年の東京都調査以降、十分に把握されてこなかった。北海道では生活向上関連施策が実施されてきたが、首都圏を初め道外に居住するアイヌの人々には施策が講じられていない状況にある。

3 今後のアイヌ政策のあり方

(1) 今後のアイヌ政策の基本的考え方

① 先住民族という認識に基づく政策展開

ウ 政策展開に当たっての国民の理解の必要性

日本が近代化に向かって歩みを進めた結果、日本国民全体が自由や民主主義、経済的豊かさといった恩恵を享受することとなった。しかし、その陰で、アイヌの文化は深刻な打撃を受け、今なお、所得水準や高等教育への進学率などアイヌ以外の国民との間で格差が残り、それが差別の原因ともなってきた。アイヌであることを悩み苦しむ若者たちがいる事実から目を背けるべきではない。

③ 政策展開に当たっての基本的な理念

ア アイヌのアイデンティティの尊重

歴史的経緯に起因するアイヌの人々と他の日本人との間の生活や教育

面での格差が、アイヌの人々への差別につながり、そのことがアイヌとして誇りを持って生きるという選択を妨げているとも考えられる。したがって、生活・教育の格差を解消するための施策も推進すべきである。これは、憲法第13条の趣旨を実現するための条件整備としての意義を有するということができる。

なお、個々のアイヌの人々のアイデンティティを保障するためには、その拠り所となる民族の存在が不可欠であるから、その限りにおいて、先住民族としてのアイヌという集団を対象とする政策の必要性・合理性も認めなければならない。

## (2) 具体的政策

### ② 広義の文化に係る政策

#### カ 生活向上関連施策

生活向上関連施策については、現在、北海道において、奨学金、生活相談、就業支援、農林漁業の生産基盤等の整備、工芸技術研修等に関する支援を実施している。

今日の北海道内のアイヌの人々の生活状況等は一定の改善が見られているが、先述の「北海道大学アイヌ民族生活実態調査」等によると、生活保護率や大学への進学率等において、なお格差が存在しており、引き続き生活向上関連施策を実施していくことが求められる。これらの格差の存在により、アイヌの人々がアイヌとしてのアイデンティティを誇りを持って選択することが妨げられ、アイヌ文化の振興や伝承の確保が困難となっている状況も否定できない。また、北海道内に在住するアイヌの人々に対しては施策が講じられる一方で、北海道外在住のアイヌの人々に対しては施策が講じられていない等の課題もある。

このため、アイヌの人々が居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化振興や伝承等を担えるようにするための支援が必要であり、北海道外のアイヌの人々の生活等の実態を調査した上で、全国的見地から必要な支援策を検討し実施していくことが求められる。その際、支援策の適用に当たってアイヌの人々を個々に認定する手続等が必要となる場合には、透明性及び客観性のある手法等を慎重に検討すべきである。

なお、以上のような生活向上関連施策の展開に当たって留意すべき点は、アイヌの人々は様々な生活の道を選択しているという状況があることであり、これらの人々を本人の意思に関わらず、一律に施策の対象とすることは避けるべきである。

## 北海道外アイヌの生活実態調査部会におけるヒアリング概要

### 北海道大学教育学研究院教授 小内 透 氏

(社会調査の専門的見地から)

#### 1 調査方法について

- ・機縁法の他に適切な方法はないと考えられる。

#### 2 調査対象者について

- ・厳密性の点から、アイヌの血縁者を対象とすべきではないか。
- ・(アイヌの方々に育てられた) 和人養子の取扱いは検討が必要。
- ・年齢の上限と下限についても検討が必要。

#### 3 調査票配付方法について

- ・調査期間が短いことなどから郵送法によることとすべきではないか。
- ・通常の郵送調査の回収率は高くないが、今回は事前に協力の意思を確認するので回収率はそれほど低くはならないのではないか。

#### 4 その他

- ・母集団が不明な調査の場合、有意なサンプル数を議論することはできない。可能な限りサンプルを集めることが必要ではないか。
- ・調査に携わる者の事前研修と調査のプリテストの実施が必要。

### 北海道庁環境生活部アイヌ政策推進室 室長 和田 秀樹 氏

(北海道庁の調査について)

#### 1 調査目的について

- ・アイヌの人々への施策の検討のため、生活全般の基礎的データを調査

#### 2 調査方法について

- ・市町村調査、地区調査、世帯調査、アンケート調査の4調査により構成

#### 3 調査対象者について

- ・地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方
- ・ただし、アイヌであることを否定している場合は調査の対象としない。

#### 4 調査項目について

- ・以下の視点から調査項目を設定。施策の検討につなげている。
  - ・所得・経済的格差の把握
  - ・施策の利用状況・必要性の把握
  - ・施策の対象となるべき者の数の把握
- ・過去の調査との比較（暮らし向きの変化の把握）



## 宇梶 静江 氏

(過去に東京都が実施した東京在住ウタリ実態調査の経験から)

- ・昭和 49 年の東京都の調査におけるご経験、ご苦勞のご紹介。
- ・アイヌであることを知られたくない人への配慮が必要。
- ・アイヌのことに携わるのはアイヌでなければ難しい。
- ・調査の意義が理解される環境が必要。

## 八幡 智子 氏

(過去に東京都が実施した東京在住ウタリ実態調査の経験から)

- ・昭和 63 年の東京都の調査におけるご経験、ご苦勞のご紹介。
- ・アイヌであることを家族に言っていない人への配慮が必要。
- ・電話と文書送付のみでは調査に応じてもらえないのではないかと思います。訪問調査の方がよいのではないかと。
- ・調査の結果として、差別を受け、収入も少なく苦しい生活を送るアイヌに補償金を支払うということがあれば、今後少しは明るく生きていけるのではないかと。
- ・ただ、自分はもう調査員を引き受ける気はない。

## 「北海道外アイヌの生活実態調査」の実施について

### 1 調査の目的

アイヌの人々が居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化振興や伝承等を担えるよう、全国的見地から必要な政策を検討するために、生活基盤を北海道外に移したアイヌの人々の生活等の実態を調査するものである。

### 2 調査対象者

明治以降、北海道から北海道外に転居したアイヌの人々、または、その子孫。調査の対象年齢は15歳以上とする。

なお、本人がアイヌであることを否定している場合は調査の対象としない。

### 3 調査の実施

国が調査の方法、調査内容等を決定し、民間の調査会社等と契約の上、実施を請け負わせる。

### 4 調査の方法

#### (1) 調査対象候補者の把握

機縁法によって調査対象者となる候補者を把握する。

ア. 北海道内のアイヌの人々から、本調査の対象になると思われる者（調査対象候補者）を紹介してもらい、調査対象候補者リストを作成する。

イ. アで紹介された調査対象候補者に、それ以外の調査対象候補者を紹介してもらい、調査対象候補者リストを作成する。

ウ. イで紹介された調査対象候補者に、更にそれ以外の調査対象候補者を紹介してもらい、調査対象候補者リストを作成する。

エ. なお、ウを実施する以前に、(2)の調査対象者数が2,000世帯に達していた場合は、ウは実施しない。

※ イ. 及びウ. については、「(2)調査対象者の確定（電話による本人確認）」と同時に実施するものとする。

(2) 調査対象者の確定（電話による本人確認）

- ア．調査対象候補者に対して、電話により、本人であることを確認するとともに、アイヌの血縁等（直系血縁者との続柄等）について聴取する。
- イ．本人確認ができた者について、調査への協力を要請し、受諾した者を調査対象者とする。

(3) 調査票の配付

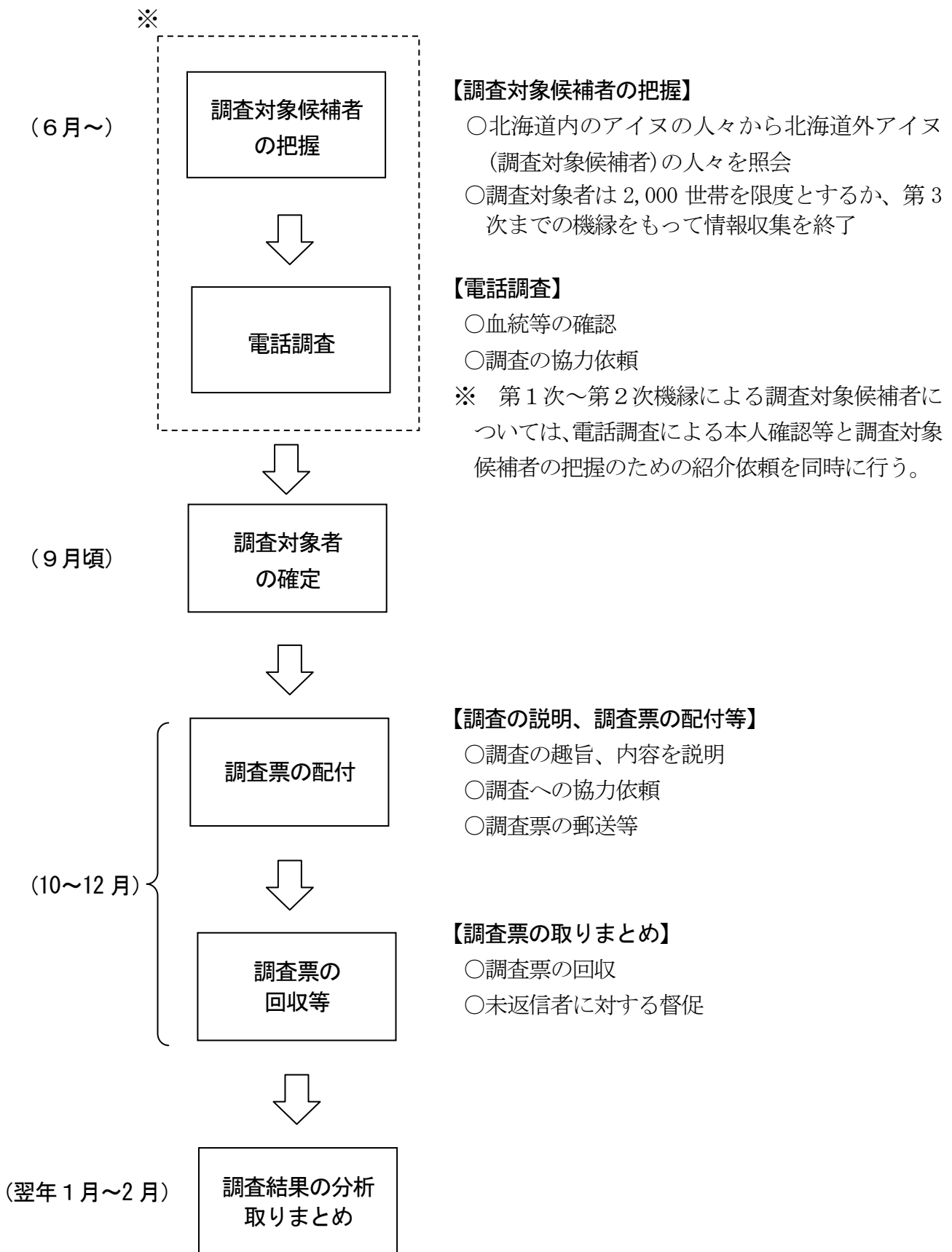
調査対象者に対して、郵送等により、調査の内容の説明、調査への協力依頼、調査票の配付を行う。

(4) 調査票の回収等

- ア．調査票は調査対象者から返送してもらうことによって、回収する。
- イ．回収率の向上等を図るため督促を行う。

(5) 調査結果の分析・取りまとめ

## 「北海道外アイヌの生活実態調査」 イメージ



## 調査票（案）について

### 1 調査票の構成等

- (1) 本調査は無記名とする
- (2) 調査票は世帯調査票と個人調査票で構成
  - ① **世帯調査票**

同一生計に属する家族を世帯とし、北海道外に生活の基盤を有する世帯の状況を調査（各世帯の1名に調査を依頼）
  - ② **個人調査票**

アイヌの血縁者で北海道外に居住する満15歳以上（2010年10月1日現在）の者の状況を調査
- (3) 両調査票を別々に集計することを想定

### 2 調査票の概要

#### (1) 世帯調査票

- ① 世帯構成等
  - ・各世帯員の続柄、年齢、性別、同居・別居の別、住所
  - ・アイヌの血を引いているか否か
- ② 世帯全体の年収、生活保護、就学援助制度、他の公的助成の受給状況

#### (2) 個人調査票

- ① **基本的項目**（住所、性別、年齢、アイヌの血縁の確認）
- ② **生活実態に関する事項**
  - ・現在の仕事の内容、勤務先の従業員数、就業形態、回答者自身の年収
  - ・アイヌ文化を活かした仕事への従事（工芸品製作・販売 等）
  - ・公的年金の加入又は受給状況、健康保険へ加入状況、健康診断の受診状況
  - ・教育（学歴及び中退している場合の理由、進学希望の有無、奨学金の利用状況等）
- ③ **文化等に関する事項**
  - ・アイヌ文化の伝承等の活動への参加又は実践の有無とその内容
  - ・アイヌ文化の伝承等に参加又は実践する者を増やすために必要なこと
  - ・伝承等されるべきアイヌ文化等の内容
- ④ **アイヌとしての意識や考えに関する事項**
  - ・配偶者、周囲の者、子等に対して、自分がアイヌであることを言っているか否か
  - ・北海道外へ転出した理由
  - ・アイヌであることを原因とする差別の有無等
  - ・現在困っていること、相談相手の有無等
  - ・アイヌとしての誇り
  - ・最近のアイヌをめぐる動き等についての知識の有無（国会決議、有識者懇談会等）
  - ・ご意見等（自由記載欄）

## アイヌ政策推進会議の開催について

〔平成21年12月25日〕  
〔内閣官房長官決裁〕

### 1 趣旨

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、アイヌ政策推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

### 2 構成

会議の構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

座長 内閣官房長官  
座長代理 座長が指名する者  
構成員 別紙に掲げる有識者

### 3 作業部会

会議は、必要に応じ、作業部会を開催することができる。作業部会の構成員は、座長が指名する。

### 4 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房アイヌ総合政策室において処理する。

### 5 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。



## アイヌ政策推進会議 名簿

- 座長 仙谷由人 内閣官房長官
- 座長代理 小川勝也 内閣総理大臣補佐官
- 構成員 阿部一司 (社)北海道アイヌ協会副理事長
- 安藤仁介 (財)世界人権問題研究センター所長  
京都大学名誉教授
- 上田文雄 札幌市長
- 大西雅之 鶴雅グループ代表
- 加藤忠 (社)北海道アイヌ協会理事長
- 川上哲 (社)北海道アイヌ協会副理事長
- 佐々木利和 北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授
- 高橋はるみ 北海道知事
- 常本照樹 北海道大学大学院法学研究科長・法学部長  
北海道大学アイヌ・先住民研究センター長
- 能登千織 北海道白老町学芸員
- 丸子美記子 関東ウタリ会会長
- 横田洋三 (財)人権教育啓発推進センター理事長  
中央大学法科大学院教授

## アイヌ政策推進会議作業部会について

### 1. 趣旨

第1回アイヌ政策推進会議（平成22年1月29日開催）において、具体的に検討を進めることとされた課題について専門的な調査検討を行うため、「アイヌ政策推進会議の開催について」（平成21年12月25日内閣官房長官決裁）に基づき、作業部会を開催する。

### 2. 検討事項

第1回アイヌ政策推進会議において、作業部会を設けて具体的に検討を進めることとされた課題は以下のとおり。

- (1) 民族共生の象徴となる空間
- (2) 北海道外アイヌの生活実態調査

### 3. 構成

上記2. の検討事項に関する作業部会の部会長及び構成員は別紙のとおり。

### 4. 運営

- (1) 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることとする。
- (2) 部会長は、作業部会の検討状況等をアイヌ政策推進会議に報告する。

### 5. 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房アイヌ総合政策室において処理する。

## 1 民族共生の象徴となる空間 作業部会

部会長 佐々木 利和 北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授

構成員 加藤 忠 (社)北海道アイヌ協会理事長  
川上 哲 (社)北海道アイヌ協会副理事長  
佐藤 幸雄 (社)北海道アイヌ協会事務局長  
篠田 謙一 国立科学博物館人類研究部人類史研究グループ長  
常本 照樹 北海道大学大学院法学研究科長・法学部長  
北海道大学アイヌ・先住民研究センター長

## 2 北海道外アイヌの生活実態調査 作業部会

部会長 常本 照樹 北海道大学大学院法学研究科長・法学部長  
北海道大学アイヌ・先住民研究センター長

構成員 阿部 一司 (社)北海道アイヌ協会副理事長  
佐々木 利和 北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授  
佐藤 幸雄 (社)北海道アイヌ協会事務局長  
本田 優子 札幌大学文化学部長  
丸子 美記子 関東ウタリ会会長